

都市の低炭素化の促進に関する法律にかかる低炭素建築物新築等計画の認定等手数料

分類		申請単位	認定申請手数料		変更認定申請手数料			
			<small>注1</small> 適合証有	<small>注2</small> 適合証無	<small>注1</small> 適合証有	<small>注2</small> 適合証無		
一戸建ての住宅		1件につき	4,700	35,000	3,300	18,000		
1の住宅ごとの申請の場合	【共同住宅等】	申請戸数が1のもの	1件につき	4,700	35,000	3,300	18,000	
		同時に申請する戸数が2以上5以下のもの	1件につき	9,400	69,000	6,600	37,000	
		同時に申請する戸数が6以上10以下のもの	1件につき	16,000	97,000	11,000	52,000	
		同時に申請する戸数が11以上25以下のもの	1件につき	27,000	137,000	19,000	74,000	
		同時に申請する戸数が26以上50以下のもの	1件につき	45,000	197,000	32,000	108,000	
		同時に申請する戸数が51以上100以下のもの	1件につき	82,000	283,000	58,000	159,000	
		同時に申請する戸数が101以上200以下のもの	1件につき	131,000	385,000	93,000	221,000	
		同時に申請する戸数が201以上300以下のもの	1件につき	170,000	508,000	122,000	291,000	
		同時に申請する戸数が301以上のもの	1件につき	185,000	600,000	134,000	342,000	
1の建築物の申請の場合(A+B+C)【共同住宅等】	住宅の部分(A)	1棟の総戸数が1のもの	1件につき	4,700	35,000	3,300	18,000	
		1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件につき	9,400	69,000	6,600	37,000	
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件につき	16,000	97,000	11,000	52,000	
		1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1件につき	27,000	137,000	19,000	74,000	
		1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1件につき	45,000	197,000	32,000	108,000	
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1件につき	82,000	283,000	58,000	159,000	
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1件につき	131,000	385,000	93,000	221,000	
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1件につき	170,000	508,000	122,000	291,000	
		1棟の総戸数が301以上のもの	1件につき	185,000	600,000	134,000	342,000	
	共用廊下等の部分(B)	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	1件につき	9,300	109,000	6,500	57,000	
		当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	1件につき	16,000	138,000	11,000	72,000	
		当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	1件につき	26,000	180,000	18,000	96,000	
		当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	1件につき	80,000	280,000	56,000	156,000	
		当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	1件につき	126,000	359,000	88,000	205,000	
		当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	1件につき	160,000	429,000	112,000	247,000	
		当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	1件につき	200,000	500,000	140,000	290,000	
		非住宅の部分(C)	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	1件につき	9,300	242,000	6,500	123,000
			当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	1件につき	16,000	300,000	11,000	154,000
	当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		1件につき	26,000	384,000	18,000	198,000	
	当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		1件につき	80,000	546,000	56,000	290,000	
	当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		1件につき	126,000	670,000	88,000	361,000	
	当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		1件につき	160,000	789,000	112,000	427,000	
	当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの		1件につき	200,000	900,000	140,000	491,000	
	その他の建築物		建築物の延べ面積の合計が300㎡以内のもの	1件につき	9,300	242,000	6,500	123,000
			建築物の延べ面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	1件につき	16,000	300,000	11,000	154,000
		建築物の延べ面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	1件につき	26,000	384,000	18,000	198,000	
		建築物の延べ面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	1件につき	80,000	546,000	56,000	290,000	
建築物の延べ面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		1件につき	126,000	670,000	88,000	361,000		
建築物の延べ面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		1件につき	160,000	789,000	112,000	427,000		
建築物の延べ面積の合計が25,000㎡を超えるもの		1件につき	200,000	900,000	140,000	491,000		

注1 申請に併せて区長が指定するものが作成した低炭素法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

注2 注1以外の場合